

平成20年第1回
福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	召集告示	1
2	召集年月日	1
3	召集の場所	1
4	会議の時刻	1
5	応招議員	1
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	3
	(1)開会の宣告	3
	(2)議席の指定	3
	(3)会議録署名議員の指名	3
	(4)会期の決定	3
	(5)議案第1号ないし第9号の提出	3
	(6)提案理由の説明	3
	(7)一般質問	5
	(8)議案第1号の説明、採決	9
	(9)議案第2号の説明、採決	10
	(10)議案第3号の説明、採決	11
	(11)議案第4号の説明、採決	12
	(12)議案第5号の説明、採決	12
	(13)議案第6号の説明、採決	13
	(14)議案第7号の説明、採決	14
	(15)議案第8号の説明、採決	15
	(16)議案第9号の説明、採決	16
	(17)閉会の宣告	20

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成20年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成20年1月15日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

(1) 日 時 平成20年2月18日(月)午後2時30分

(2) 場 所 福島テルサ 3階 「あぶくま」

(3) 付議事件

ア 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について

イ 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の制定について

ウ 福島県後期高齢者医療広域連合情報公開の一部を改正する条例の制定について

エ 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

オ 相互救済事業の委託について

カ 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少について

キ 平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)

ク 平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

ケ 平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

2 招集年月日

平成20年2月18日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

平成20年2月18日午後2時30分開会、午後3時47分閉会

5 応招議員

2番	櫛田一男議員	3番	白井英男議員	4番	仁志田昇司議員
5番	竹内昷俊議員	8番	菅野典雄議員	9番	田澤豊彦議員
10番	佐川庄重郎議員	11番	河内幸夫議員	12番	市川清純議員
13番	佐藤喜三郎議員	15番	(欠員)	16番	猪狩利衛議員

6 不応招議員

1 番 原 正夫議員 6 番 小林日出夫議員 7 番 鈴木義孝議員
1 4 番 鈴木 征議員

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸孝則	副広域連合長	古川 道 郎
会計管理者	梅津 裕	事務局 長	篠木 栄
事務局次長	小川 武	総務課 長	佐久間健司
業務課 長	齋藤良裕	資格管理係長	江尻 栄 彦
給付係 長	紺野則夫		

10 議事日程

日程第 1	議席の指定	
日程第 2	会議録署名議員の指名	
日程第 3	会期の決定	
日程第 4	議案第1号ないし第9号の提出	
日程第 5	提案理由の説明	
日程第 6	一般質問	
日程第 7	議案第1号	福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について
日程第 8	議案第2号	福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の制定について
日程第 9	議案第3号	福島県後期高齢者医療広域連合情報公開の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第4号	福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
日程第11	議案第5号	相互救済事業の委託について
日程第12	議案第6号	福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少について
日程第13	議案第7号	平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第8号	平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第15	議案第9号	平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

1 1 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

1 2 会議の経過

事務局次長（小川 武君） それでは、定刻となりましたので、ただ今より定例会を進めてまいりたいと思います。

それでは、河内議長、よろしくお願いいたします。

（河内議長 議長席に着席）

(1) 開会の宣告

議長（河内幸夫君） ただ今、出席議員が定足数に達しておりますので、これより、平成20年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際ご報告いたします。1番原正夫議員、6番小林日出夫議員、7番鈴木義孝議員、14番鈴木征議員より欠席の届けがありましたのでご報告を申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後2時30分）

(2) 議席の指定

議長（河内幸夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回補欠選挙において当選された佐藤喜三郎君の議席を13番に指定いたします。

(3) 会議録署名議員の指名

議長（河内幸夫君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番仁志田昇司君、12番市川清純君を指名いたします。

(4) 会期の決定

議長（河内幸夫君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手もとに配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（河内幸夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

(5) 議案第1号ないし議案第9号の提出

議長（河内幸夫君） 次に、日程第4、議案第1号ないし第9号の提出を行います。

ただ今広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手もとに配付しておきましたので、ご了承願います。

(6) 提案理由の説明

議長（河内幸夫君） 次に、日程第5、提案理由の説明を行います。

議案第1号ないし第9号を一括して議題といたします。広域連合長より提案理由の説明を求めます。

（広域連合長より「議長」との発言あり）

議長（河内幸夫君） 広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 皆様におかれましては、平成20年の第1回の福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜りまして厚くお礼を申し上げますところでございます。

本定例会に提出いたしました案件でございますが、平成20年度広域連合一般会

計予算等の議案が9件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、広域連合の運営に関する所信を申し上げるところでございます。

本広域連合は、昨年2月1日発足以来1年が経過いたしました。平成19年度は、後期高齢者医療制度への円滑な移行に向けて県及び構成市町村と十分に協議を行い、準備を進めてきたところでございます。いよいよ制度施行まで1か月半となりまして、準備も最終段階に入っているところでございます。この間におきまして、広域連合議会はじめ関係各位のご理解、あるいはご協力によりまして準備が順調に進んでおることにつきまして、感謝申し上げる次第でございます。

平成20年度から後期高齢者医療制度が施行され、広域連合が財政運営全般を担うこととなりますが、運営に当たりましては、後期高齢者医療制度の創設に至った医療制度改革の趣旨を十分に踏まえながら、被保険者が安心して新しい制度に移行できることを最重点事項として制度の運営を行うものでございます。

それでは、予算編成等について特に留意した点について申し上げます。

まず、平成19年度補正予算についてでございますが、効率的な事務局運営に努め、事務経費を節減すること、あるいは機器の大量発注などによりまして電算システム関係委託料の節減を図ったところでございます。これらから、費用を減額することができました。減額しました費用は、予備費に計上することで平成20年度市町村負担金を軽減するものであります。

次に、平成20年度当初予算でございますが、制度が施行されることから、一般会計に加えまして後期高齢者医療特別会計を設置してございます。広域連合の財政は、歳入面においては、国、県、市町村、保険者からの支援金、保険料及び構成市町村の負担金に依存しております。市町村の財政は引き続き厳しい状況にあると見込まれるところでございますので、予算の編成にあたりましては、十分にこれらに配慮したところでございます。

一方、歳出面におきましては、平成20年度は後期高齢者医療制度の施行初年度の重要な年度と位置づけまして、後期高齢者医療制度への円滑、かつ確実な移行を第一として、事務事業の内容については、構成市町村と十分協議した上で財政の効率的な配分に努めまして、各事業を計画的に実施するための所要額を計上したところでございます。また、予算の執行にあたりましては、十分に留意し、適正な執行に努めてまいります。

次に、今回提出いたしました議案について申し上げます。

議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」でございますが、後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため、後期高齢者医療制度臨時特例基金を設置することと、この条例を提案するものでございます。

議案第2号であります、「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、職員の給料及び扶養手当等を改正するため、この条例案を提出するものでございます。

議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、日本郵政公社の民営化に伴いまして、所要の改正

を行うため、この条例案を提出するものでございます。

議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、広域連合個人情報保護条例に罰則の規定を追加する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

議案第5号「相互救済事業の委託について」でございますが、広域連合が所有する財産及び使用する自動車の事故による損害に対する相互救済事業を財団法人全国自治協会に委託することにより財政の安定化を図るため、この案を提出するものでございます。

議案第6号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少について」でございますが、平成20年7月1日から伊達郡飯野町を廃し、その区域を福島市に編入する編入合併により飯野町が福島県市町村総合事務組合から脱退するため、この案を提出するものでございます。

議案第7号「平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について」でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億2,954万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,578万9,000円とするものでございます。

議案第8号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出予算それぞれ7億8,056万9,000円と定めるものでございます。

議案第9号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出予算それぞれ1,892億6,741万8,000円と定めるものでございます。

以上9件の提出議案についての提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 一般質問

議長(河内幸夫君) 次に、日程第6、一般質問を行います。9番田澤豊彦君の発言を許可します。

(9番田澤豊彦君より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 9番田澤豊彦君。

9番(田澤豊彦君) 私は、先に通告しておいた事項について質問いたします。

さまざまな期待と不安が混じりつつも、いよいよ4月の制度スタートに向けて準備作業が大詰めを向かえていることと思います。とりわけ、先頃、保険料率等が発表されたことを受けて、新たな保険料負担等が生じる被保険者サイドの不安は少なくないと思います。

そこで、まず現在の準備状況の概況について質問いたします。

まずは、円滑なスタートに向けて支障がないのかどうか。次に、問題があるとなれば、どのようなことなのか、お伺いをいたします。

次に、この制度の周知努力についてですが、県民レベルではまだまだといった現状のように感じますが、市町村等の努力以外に広域連合としての制度展開上の重要な核となる県内の医療機関に対して、より積極的な連携を図る必要があると思いますが、その考えをお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、被保険者状況についてですが、まず所得別保険者数見込みをお示しいただきたいと思ひます。その中で、保険料限度額 50 万とした状況はどうか。国民年金、厚生年金、所得種別構成が分かれば可能な範囲でお示しをいただきたいと思ひます。また、特別徴収対象者状況を示していただきたいと思ひます。更に、国保と同様の軽減制度があるということですが、該当状況を示していただきたいと思ひます。経過措置があるとはいえ、高齢者自身の負担が増大するという点は明らかですので、現在想定する範囲で被保険者側に起こりうる問題と、それへの対応をどう考へているのか、お示しをいただきたいと思ひます。

次に、構成市町村の負担についてですが、さまざまな財政調整や人的負担が関係する今回の新制度であります。構成市町村の負担は制度転換の前後でどのように変化するか考へをお聞かせください。また、国、県についてどう考へているのか、同時に、どうあるべきなのか考へをお聞かせください。

以上で質問を終わります。

(広域連合長より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 広域連合長。

広域連合長(瀬戸孝則君) 9 番田澤豊彦議員の質問にお答えいたします。

私からは、4 番目について 2 つご質問が出ております。1 つ目は、構成市町村の負担についてでございます。それから、2 つ目は、この制度における国、県の負担についてでございますので、分けてお答えいたしたいと思ひます。

はじめに、構成市町村の負担についてでございますが、後期高齢者医療制度が新たに創設されたことによりまして、老人保健制度にはなかった保険料の賦課・徴収という新しい業務が発生しております。現行の介護保険制度が、構成市町村それぞれに運営している状況と比較いたしまして、本制度は広域連合が集中的に運営することによりまして人件費、委託費等の事務管理経費の節減が図られているものと考えております。また、これまで国民健康保険から支出されておりました老人医療費拠出金は負担割合が約 5 割でありましたが、後期高齢者医療制度の支援金は約 4 割と引き下げられておりますので、医療費に係る市町村、国保の負担につきましても軽減されているものと考えております。

なお、広域連合の運営経費は、構成市町村からの負担金によってまかなわれておりますので、効率的な組織運営、業務執行に努めまして、より一層の経費の節減、合理化を図ってまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度におきます国、県の負担についてでございます。法定の財政負担があるほか、広域連合の安定的な運営のため、国、県、広域連合の拠出による財政安定化基金も新たに設けられることとされております。

しかしながら、高齢者の方々にとりましては、新たな制度として保険料を負担するものでございまして、また、構成市町村にとりましても新たな財政負担を伴っていることとございます。こうしたことから、今後、制度運営をしていく上で更なる見直しが必要である場合には、構成市町村との協議や、議会における審議を踏まえて、国、県に対して制度の改善や財政支援を要望してまいりたいと考えております。なお、他の質問につきましては、事務局長から答弁いたさせますので、ご了承願ひたいと思ひます。

(事務局長より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 事務局長。

事務局長(篠木 栄君) お答えいたします。

はじめに、現在の準備の状況についてであります。広域連合といたしましては、平成19年2月1日の広域連合発足以来、構成市町村との協議や関係機関に支援をいただき、鋭意準備を進めてきたところであり、現在のところ順調に推移しているものと考えております。準備状況の主なものとして4点ほどございます。

まず1点目は、保険料関係でございますが、特別徴収になる方につきまして、去る1月18日、構成市町村から年金保険者に対して対象者の情報を提供したところでございます。

2点目は、被保険者証でございますが、3月下旬までに被保険者の皆様のお手もとに届く予定で準備を進めているところでございます。

3点目でございますが、構成市町村の窓口事務でございますが、窓口事務がスムーズなものとなるよう、端末機の操作研修、事務手引きを基にした職員研修を実施しているところでございます。

4点目は、制度周知でございますが、広域連合としては、パンフレットの全戸配布を行い、市町村においては広報紙への掲載、住民説明会の開催など、県においては広報紙への掲載、新聞広告などを実施していただいておりますが、まだまだ十分ではないものと考えております。広域連合といたしましても、制度周知の小冊子を作成し、被保険者お一人おひとりに配布するなど、残り少ない期間ではありますが、制度周知に一層努力してまいりたいと考えております。

今後も、構成市町村や関係機関と協力しながら、高齢者の皆様に安心して後期高齢者医療制度に移行していただけますよう、万全の準備を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、制度周知努力について県内医療機関との連携でございますが、今までのところ、県医療ソーシャルワーカー協会等の各種団体が行っております後期高齢者医療制度の講習会等へパンフレットの提供を行っております。

また、現在、医療機関向けのポスターを作成中であり、医療機関窓口での掲示を依頼し、高齢者の皆様への制度周知を図っていく予定であります。県内には約4,000もの医療機関、薬局、柔道整復師等がございますので、それら医師会をはじめとする関係機関と連携して、今後も制度周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、被保険者状況につきましては、始めに所得別の被保険者数でございますが、平成20年度の被保険者数約27万2,700人のうち所得額が100万円以下の被保険者数は、約23万2,200人、100万円を超え200万円以下の被保険者数は、約2万9,000人、200万円を超え300万円以下の被保険者数は、約6,200人、300万円を超え400万円以下の被保険者数は、約1,700人、400万円を超え500万円以下の被保険者数は約900人、500万円を超え600万円以下の被保険者数は約600人、600万円を超える被保険者数は約2,100人と見込んでおります。

次に、保険料限度額到達者の被保険者数でございますが、約2,000人と見込んでおります。

次に、国民年金、厚生年金、所得種別構成でございますが、構成市町村から提供

いただく情報には年金の種別がないことから、お示しすることができません。現在お示しできますのは、所得種類別の所得金額ベースの状況であります。給与所得が14.75%、年金所得が52.97%、その他の所得が32.28%となっております。

次に、特別徴収対象者状況でございますが、市町村における特別徴収依頼状況の集計によりますと、まず4月の年金支給期から特別徴収をする対象者数は約17万5,000人、全体の被保険者数に対する割合は約65.6%と見込まれております。

また、4月に第1期分として年金から特別徴収する保険料額でございますが、約15億6,000万円と見込まれております。なお、これら特別徴収対象者につきましては、現在市町村から年金保険者に対し依頼しているところであり、年金保険者から3月末にその結果について特別徴収者を特定したものが回答される予定となっております。

次に、国保と同様の軽減制度であります低所得者に対する均等割額の軽減措置につきましては、まず、平成20年4月1日賦課日現時点におきまして軽減の対象者数は、7割軽減が約9万3,500人、5割軽減が約8,500人、2割軽減が約1万5,500人、合計約11万7,500人となり、全体の約44.1%の被保険者が対象になるものと見込んでおります。

また、軽減の額につきましては、7割軽減が約26億1,000万円、5割軽減が約1億7,000万円、2割軽減が約1億2,000万円、合計約29億円となり、賦課総額の約16.3%が軽減対象になるものと見込んでおります。

次に、高齢者自身の負担が増大することでの被保険者側に起こり得る問題と、それへの対応につきましては、まず、本県の保険料率の算定にあたりまして、後期高齢者の皆様の過大な負担とならないよう、収入の低い被保険者や医療費の低い市町村に配慮し、関係法令において認められる軽減措置はすべて盛り込んだところであります。

しかしながら、被保険者が自身の保険料を通知された時点において、戸惑いが生じる場合があるものと想定されます。その際の対応については、地域住民と密接な関係にあります構成市町村において、窓口で直接被保険者本人、又は家族からの相談に応じるなど、きめ細かな対応をされるよう依頼しているところであります。

なお、今後も制度周知に努め、被保険者が安心して新しい制度に移行できるよう、より一層努力してまいります。

(9番田澤豊彦君より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 9番田澤豊彦君。

9番(田澤豊彦君) 一定の答弁をいただきましたので、ただ、まだスタートしていない状態なので、なかなか答弁できないことがあります。やはり高齢者はなかなか理解できないと思うんですよね。ですから、その点については周知を徹底的にお願いしたいと思っております。

また、医療機関に対しても、やはりお年寄り結構医療機関に行きますので、そこにパンフレットだけじゃなくて、やっぱり医療関係の方がよく説明できるように、そういうようなものも徹底してお願いしたいと思っております。

また、県内では保険料限度額が2,049人ということで全体の0.8%、ということは、たぶん国の平均だと2%から4%だと思うんですけど、ですから大変、本県は所得が高

い人がいないので、低所得者に対してやさしい接し方、資格証明書をすぐ出すとか、そういうふうにしなくて、やはりよく説明して、そういうことを要望しておきます。

大変高齢者の方の一人暮らしの場合、そういった面でいろいろ理解するのが大変だと思いますので、これから高額医療になる場合もありますので、そういうときは親切丁寧な説明をお願いしたいと思います。

先ほど、財政的や事務的にもメリットがあるということですので、ただ、この広域連合をやったことによって最高の利点はどのようなのか、その点だけお伺いして質問を終わります。

(事務局より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 事務局長。

事務局長(篠木 栄君) お答えいたします。

最大のメリットということですが、広域化することによりまして、財政が安定的なものになっていくということが最大のメリットと考えてございます。

(8) 議案第1号の説明、採決

議長(河内幸夫君) 次に、日程第7、議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 事務局長。

事務局長(篠木 栄君) それでは、議案書1ページをお開き願います。

議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定について」をご説明いたします。議案書につきましては、1ページから3ページまで記載してございますが、内容につきましては議案説明資料A4横のものでご説明いたします。

説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。A4横のものでございます。それでは、1ページの議案第1号、趣旨でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るため基金を設置するものであります。

主な内容でございますが、まず1番の基金の額でございます。福島県後期高齢者医療広域連合が交付を受ける高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金の額でございます。下に表がございまして、基金に、積立金として9億2,954万7,000円を積み立てるものでございます。

①、②としてございますが、①が被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料徴収の激変緩和措置、いわゆる凍結に対する費用でございます。表がございまして、まず表の上段の部分につきましては、保険基盤安定制度として2分の1軽減が法定されているものでございます。下の網掛け部分につきましては4月から9月0円、10月から3月につきましては2,000円ということで、軽減になっております網掛け部分、こちらについて臨時特例基金といたしまして9億2,461万6,000円を積み立てるものでございます。

それから、もう1つの費用が②の広域連合が行う凍結に関する広報、周知等の経費に対する費用でございます。臨時特例基金として493万1,000円を積み立てるも

のでございます。これにつきましては、国において平成19年度補正予算として成立いたしておりますので、平成19年度中に交付されることになっております。したがって、平成19年度は基金として積み立てして、平成20年度に取り崩して歳入することになるものでございます。

上に戻りまして、2番の処分でございますが、こちら使い道でございます。表で説明いたしました2通りでございます。

3番目に、条例の執行でございますが、この条例は平成22年3月31日限りでその効力を失効するものでございます。基金に残額がある場合は国庫に納付するものとされてございます。

以上が議案第1号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(河内幸夫君) それでは、議案第1号に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案どおり可決されました。

(9) 議案第2号の説明、採決

議長(河内幸夫君) 次に、日程第8、議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 事務局長。

事務局長(篠木 栄君) それでは、議案書5ページをお開き願います。

議案第2号「福島県広域高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。議案書につきましては、5ページから9ページまで記載してございますが、内容につきましては議案説明資料、先ほどのA4横のものでご説明いたします。

説明資料の2ページをお開き願います。議案第2号の趣旨でございますが、職員の給料及び扶養手当等を改正するため所要の条例改正を行うものであります。

改正内容につきましては、まず扶養手当でございます。配偶者以外の扶養親族たる子、父母等の扶養手当月額を6,000円から6,500円に改めるものでございます。

次に、勤勉手当でございますが、勤勉手当の額を算出する際の規則で定める支給割合の上限を100分の72.5から100分の75に改めるものでございます。

次に、給料表でございますが、改正後の別表第3条に記載してございます。給与条例につきましては、広域連合が組織として整備するものでございますが、実際に

は職員につきましては、派遣元市町村の給与条例に基づくこととしてございます。

以上が議案第2号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(河内幸夫君) それでは、議案第2号について質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) これをもって討論を終結し、採決いたします。議案第2号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

(10) 議案第3号の説明、採決

議長(河内幸夫君) 次に、日程第9、議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 事務局長。

事務局長(篠木 栄君) 議案書11ページをお開き願います。

議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。内容につきましては、先ほどの議案説明資料A4横のものでご説明いたします。

説明資料2ページの下部分でございます。議案第3号の趣旨でございますが、日本郵政公社の民営化に伴い、所要の条例改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、日本郵政公社の役員及び職員を含む公務員等の職務の遂行に係る個人情報につきましては、開示するものとされておりましたが、日本郵政公社の民営化に伴い、日本郵政公社の役員及び職員は公務員等から除かれましたので、その個人情報は開示しないものと改めるものでございます。

平成19年10月1日民営化となっておりますので、平成19年10月1日から遡及適用するものでございます。

以上が議案第3号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(河内幸夫君) 議案第3号について質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって議案第3号に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案どおり可決されました。

(11) 議案第4号の説明、採決

議長(河内幸夫君) 次に、日程第10、議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 事務局長。

事務局長(篠木 栄君) 議案書13ページをお開き願います。議案第4号「福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

議案書につきましては、13ページから14ページまで記載してございますが、内容につきましては先ほどの議案説明資料A4横のものでご説明いたします。

説明資料の3ページをお開き願います。議案第4号の趣旨でございますが、総務省より個人情報の取り扱いを厳格にするため、条例に罰則の規定を設けるようにとの通達があり、検察庁との協議を了しましたので、所要の条例改正を行うものであります。

主な内容でございますが、第43条の2年以下の懲役又は100万円以下の罰金から第47条の5万円以下の過料まで、記載の条文を追加してございます。

以上が議案第4号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(河内幸夫君) 議案第4号について質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって議案第4号に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。議案第4号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

(12) 議案第5号の説明、採決

議長(河内幸夫君) 次に、日程第11、議案第5号「相互救済事業の委託について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 事務局長。

事務局長(篠木 栄君) 議案書15ページをお開き願います。議案第5号「相互救済事業の委託について」をご説明いたします。内容につきましては、先ほどの議案説明資料A4横のものでご説明いたします。

説明資料の4ページをお開き願います。議案第5号の趣旨でございますが、広域

連合の所有する財産の災害による損害及び使用する自動車の事故による損害に対する相互救済事業を財団法人全国自治協会に委託することについて、議会の議決を求めるものであります。委託先は、財団法人全国自治協会でございます。対象物件は、所有する動産、備品等でございます。それから、管理・使用する自動車でございます。

以上が議案第5号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(河内幸夫君) 議案第5号について質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第5号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案どおり可決されました。

(13) 議案第6号の説明、採決

議長(河内幸夫君) 次に、日程第12、議案第6号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 事務局長。

事務局長(篠木 栄君) 議案書17ページをお開き願います。議案第6号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少について」ご説明いたします。内容につきましては、先ほどの議案説明資料A4横のものでご説明いたします。

議案第6号の趣旨でございますが、平成20年7月1日から飯野町が福島市に編入合併するのに伴い、平成20年7月1日から飯野町を福島県市町村総合事務組合から脱退させることの協議に関して異議がない旨、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容でございますが、福島県市町村総合事務組合規約の構成団体から飯野町を削るものでございます。その下のかっこ書きでございますが、本広域連合は、議員その他非常勤職員の公務上又は通勤による災害に対する補償事務を共同処理するため、福島県市町村総合事務組合に加入しているものでございます。

以上が議案第6号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(河内幸夫君) 議案第6号について質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

(14) 議案第7号の説明、採決

議長(河内幸夫君) 次に、日程第13、議案第7号「平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 事務局長。

事務局長(篠木 栄君) 議案書19ページをお開き願います。議案第7号「平成19年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。議案書につきましては、19ページから27ページまで記載してございますが、内容につきましては、平成19年度補正予算説明資料A3横のものでご説明いたします。

平成19年度補正予算説明資料一般会計の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入の国庫支出金でございますが、補正額9億2,954万7,000円でございます。これは、平成19年度高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金でございます。右上の表の①の説明でございますが、先ほど議案第1号でご説明いたしました「被扶養者の凍結に係る費用」が網掛け部分となっております。こちらを歳入いたしまして、歳出の方で民生費の積立金のところで9億2,554万7,000円を計上してございますが、そこから基金の方へ積み立てるものでございます。

次に、歳出の左側のところで②でございますが、派遣職員分の負担金、補助及び交付金1,000万円の減額でございます。こちらは、派遣職員の給料が当初予算時の想定より低かったための減額でございます。

次に、右側の③でございますが、民生費委託料5,200万円の減額でございますが、こちらは、電算システム関係委託料が低く抑えられたための減額でございます。

次に、中ほどにあります④でございますが、こちらは、予備費の6,200万円の増額でございます。総務費及び民生費で減額した費用を予備費に計上してございます。

次に、2ページをお開き願います。2ページが平成19年度広域連合一般会計予算減額補正後の表となっております。歳出の右側予備費をご覧いただきたいと思っております。予備費7,000万円としてございます。これは、当初800万円が計上してございましたが、ただいま説明した今回の補正6,200万円の増を合わせまして7,000万円としてございます。これにつきましては、節減に努め7,000万円を平成20年度に繰り越す考えでございます。

以上、歳入歳出それぞれ9億2,954万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ15億6,578万9,000円とするものです。

以上が議案第7号の説明でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

議長(河内幸夫君) 議案第7号について質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第7号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案どおり可決されました。

(15) 議案第8号の説明、採決

議長(河内幸夫君) 次に、日程第14、議案第8号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 事務局長。

事務局長(篠木 栄君) 平成20年度一般会計並びに特別会計予算書1ページをお開き願います。

議案第8号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてご説明いたします。予算書につきましては、1ページから15ページに記載してございますが、内容につきましては平成20年度当初予算説明資料A3横のものでご説明いたします。

それでは、平成20年度当初予算説明資料2ページをお開き願いたいと思います。こちらに、平成20年度一般会計の主なものをご説明いたします。

まず、歳入でございますが、分担金及び負担金6億9,500万円、こちらは構成市町村からの負担金でございます。次に、国庫支出金と県支出金それぞれ733万3,000円としてございます。こちらは、保険料不均一賦課負担金でございます。国と県が2分の1ずつ負担するものでございます。一般会計で受け入れまして特別会計の方へ繰り出すものでございます。1つ飛びまして繰越金7,000万円としてございますが、平成19年度補正でご説明した前年度繰越金でございます。合計いたしまして歳入の合計が7億8,056万9,000円でございます。

次に、歳出でございますが、細目ごとにご説明いたします。

まず、議会運営費でございますが、合計122万円でございます。これは、議員16名の報酬等でございます。

次に、広域連合長、副広域連合長報酬等でございますが、合計9万7,000円でございます。

次に、派遣職員人件費等でございますが、合計7,741万4,000円でございます。主なものは、使用料及び賃借料801万6,000円でございますが、こちらは遠隔地から派遣されている職員の借上公舎、アパート家賃13名分でございます。

その下の負担金、補助及び交付金でございますが、6,918万8,000円、これは局長、次長、総務課6名、計8名分の人件費でございます。

次に、臨時職員雇用費でございますが、合計 892 万 4,000 円、これは臨時職員 4 名分の賃金等でございます。

次に、事務局管理運営費でございますが、合計 811 万 9,000 円でございます。主なものは、使用料及び賃借料 278 万 8,000 円でございますが、高速道路使用料、それから財務会計システム、公用車のリース料でございます。

次に、情報公開等適正化事業でございますが、合計 22 万 5,000 円、これは審査会委員 5 名の報酬等でございます。

次に、会計管理費合計 22 万円でございます。

次に、選挙管理委員会費合計 6 万 4,000 円でございます。これは、委員 4 名の報酬等でございます。

次に、監査委員費合計 20 万 4,000 円、こちらは委員 2 名の報酬等でございます。

次に、後期高齢者医療事業合計 5 億 5,307 万 9,000 円でございますが、これは繰出金 5 億 5,307 万 8,000 円となつてございますが、これは特別会計へ繰り出しする業務関係事務費 5 億 3,841 万、それから、不均一賦課に係る国、県支出金 1,466 万 8,000 円でございます。

次に、派遣職員人件費合計 1 億 2,100 万 3,000 円でございますが、これは負担金、補助及び交付金でございます。業務課 16 名分の人件費でございます。

次に、予備費として 1,000 万円を計上してございます。歳出の合計が 7 億 8,056 万 9,000 円でございます。

以上、一般会計につきましては構成市町村からの負担金を主な財源としております。事務の効率化、節減を図り、適正な執行に努めてまいります。

以上が議案第 8 号の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(河内幸夫君) 議案第 8 号について質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって議案第 8 号に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。議案第 8 号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は、原案どおり可決されました。

(16) 議案第 9 号の説明、採決

議長(河内幸夫君) 次に、日程第 15、議案第 9 号「平成 20 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局長より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 事務局長。

事務局長(篠木 栄君) 平成 20 年度一般会計並びに特別会計予算書 17 ページをお開き願います。17 ページでご説明いたします。

議案第9号「平成20年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして、ご説明いたします。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出予算それぞれ1,892億6,741万8,000円と定めるものでございます。後ほど詳細をご説明いたします。

次に、第2条でございますが、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一借入金の借り入れの最高額は170億と定めるものでございます。これは、医療費の支出1か月分を最高額としたものでございます。

なお、毎月の支出が多額となりますので、国、県、市町村には前倒しでの納付をお願いし、内諾を得ておるものでございます。

次に、第3条の歳出予算の流用でございますが、法第220条第2項但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。(1)でございますが、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用でございます。

次に、特別会計予算につきましては、予算書の17ページから31ページまで記載してございますが、内容につきましては、平成20年度当初予算説明資料、先ほどのA3横のものでご説明いたします。

説明資料の3ページをお開き願いたいと思います。3ページに、特別会計の歳入について節ごとに記載したものでございます。市町村支出金、国庫支出金等款ごとに款、項、目、節として記載してございます。

次に、4ページをお開き願います。こちらは特別会計の歳出について細目ごとに記載したものでございます。

5ページをお開き願います。5ページの特別会計における財政の概要でご説明いたします。歳入歳出それぞれ1,892億6,741万8,000円でございます。11月議会の保険料の算定時におきましては、平成20年、21年の平均概数2,036億円を示してございました。医療費の年度につきましては、3月から2月をベースとしておりますので、平成20年度は4月から2月という11か月となりますので、1か月分約170億円が少ない予算となっております。

それでは、表とその右側の説明でご説明いたします。まず、歳入でございますが、国調整交付金175億876万7,000円でございます。こちらの右側の説明でございますが、広域連合間の被保険者に係る所得の格差による財政力の不均衡を調整して交付されるものでございます。本県の所得係数0.68でございます。全国を1として0.68でございます。保険料の所得割分を補てんされますので、多めの交付を見込んでございます。

次に、定率国庫負担444億7,946万1,000円、それから、その下の定率県負担148億2,648万7,000円、その下の定率市町村負担148億2,648万7,000円、これにつきましては右側の説明のところ、現役並み所得者を除く被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額につきまして国12分の3、県12分の1、市町村12分の1を定率で負担するものでございます。

次に、支払基金交付金778億3,167万1,000円でございますが、こちらは支払基金が各保険者から後期高齢者支援金を徴収し、各広域連合へ後期高齢者交付金とし

て交付するものでございます。医療費の約4割分でございます。

次に、保険料140億8,813万2,000円でございますが、こちらは保険料を市町村が徴収し、広域連合に保険料等負担金として納付するものでございます。

次に、高額医療費に対する支援9億9,678万9,000円でございますが、こちらは、まず2点ございますが、高額医療費負担金9億3,087万4,000円、こちらは高額な医療費に対しまして国が4分の1、県が4分の1を負担するものでございます。

次に、特別高額医療費共同事業6,591万5,000円でございますが、こちらは著しい高額な医療費につきまして、各広域連合からの拠出金を財源として財政調整を行うものであります。すなわち、広域連合がお互いに助け合う共同事業でございます。

次に、表の下から2行目でございますが、公費補てん38億4,568万4,000円でございます。こちらは説明のところで、まず保険基盤安定負担金29億640万2,000円でございます。

次に、不均一保険料の特例1,467万7,000円でございます。不均一の公費補てん、国2分の1、県2分の1でございます。その下、後期高齢者医療制度臨時特例基金、先ほど19年度補正でご説明いたしました、基金から繰り入れるもの9億2,461万5,000円でございます。その他の収入として、健康診査事業、それから一般会計からの事務費等繰入金が主なものとなっております。

次に、右側の歳出でございますが、保険給付費が98.6%を占めてございますが、1,866億8,972万2,000円でございます。主なもの、右側の説明でございますが、まず療養給付費が1,835億9,752万7,000円でございます。その他、訪問看護療養費、特別療養費、移送費がございます。

次に、審査支払手数料でございますが、5億2,683万4,000円でございます。こちら医療機関からのレセプトの内容が適正かどうかを審査する委託手数料でございます。老人保健制度においては、国で定めた単価111円60銭でございましたが、平成20年度からは保険料が財源となるため縛りがなくなりましたので、国保連合会と協議の結果、単価77円と引き下げた協議をしております。

次に、高額療養費13億9,963万7,000円でございます。こちらは、1か月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合に支給される費用でございます。

それから、葬祭費8億4,000万円でございますが、こちらはお一人につき5万円を給付する費用でございます。

その他の支出25億7,769万6,000円でございますが、これは、まず県財政安定化基金拠出金2億127万4,000円でございます。こちらは、保険料の未納、給付増リスク等による広域連合の財政影響に対応するため、国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出して県に基金を設置して貸し付け等を行うものでございます。約2億円ずつ国、県、広域連合が拠出いたしますので、20年度としては約6億円の基金が積み立てられる予定でございます。これを6年間続けることとさせていただきます。

次に、特別高額医療費共同事業拠出金等6,613万4,000円でございますが、こちらは、先ほど歳入でご説明した共同事業の拠出金でございます。

次に、保健事業費4億8,803万1,000円でございますが、被保険者の健康保持を目的として市町村に委託して健康診査事業を実施するものでございます。

次に、総務費 5 億 2,647 万 2,000 円でございますが、一般管理費、電算処理委託費等でございます。

最後に、予備費 12 億 9,578 万 4,000 円でございますが、多額となっております主な要因でございますが、先ほど申し上げた平成 20 年度医療費の支出が 11 か月分となっているものが主な要因でございます。

なお、保険料算定時においては、県の財政安定化基金も当初は少額であることから、平成 20 年、21 年度の財政期間で 5 億円の予備費を計上しておりました。平成 20 年度の予算編成にあたり、2 か年の財政期間の財政試算を行っております。

その結果、保険料に係る予備費は平成 20 年度は約 12 億円でございますが、平成 21 年度は約 7 億円が不足するであろうとの試算結果が出ております。したがって、差し引き約 5 億円の予備費が見込めることから、保険料算定時に予定しました 5 億円の予備費を確保できるものと考えております。

以上が、議案第 9 号の説明でございます。国、県、市町村、各保険者、そして被保険者からの保険料を財源としておりますので、適正な執行に努めてまいります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(河内幸夫君) 議案第 9 号について質疑を行います。

(3 番白井英男君より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 3 番白井君。

3 番(白井英男君) 私の質問は、一般質問でやるべきことでございましたけれども、機会を失しましたので、特別会計の審議において行わせていただきたいと思っております。

この保健事業についてでございますけれども、保健事業について、当連合では保健事業を健康診査事業を唯一やるということになっておりますが、法律、制度上は、これ以外の事業についてもやることは可能であるというふうに私は思いますけれども、制度発足でもございますので、最初は難しいかと思っておりますが、将来はそのようなことも視野に入れておられるのかどうか、その辺についてのご見解を伺いたいと存じます。

(広域連合長より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 広域連合長。

広域連合長(瀬戸孝則君) 3 番白井議員の保健事業についてのご質問でございますが、この事業につきましても、高齢者の方々が健康で、かつ豊かな生活を送られる、あるいは医療費を適切なものとしていく、大変重要な課題であると認識しております。

県内の各市町村におかれましても、これまでさまざまな保健事業に取り組んでこられたところでありまして、喜多方市さんが考案されました太極拳ゆったり体操、これも少ない経費で大きな効果が期待できるものと伺っております。

本広域連合といたしましても、高齢者の健康づくりのため 60 市町村それぞれの地域に根付いた保健事業の実施について補助事業の創設も視野に入れながら、構成市町村とともに研究、議論してまいりたいと考えております。

(3 番白井英男君より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 3 番白井君。

3 番(白井英男君) 答弁ありがとうございます。本来は、私から申し上げるとこ

ろを連合長の方から、あえて私の町の太極拳を取り上げたゆったり体操まで取り上げていただきまして、評価をしていただいているものと有り難く思った次第でございます。

是非各市町村においても独自のいろいろな取り組みをされていると思いますので、病気になって医療費を払うよりも、はるかに低コストで済むということになりますし、人々にとってもその方が幸せであるというふうにも思いますので、今のご答弁のとおり、是非補助事業等のご支援についてご検討をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長(河内幸夫君) ほかにございませんか。

(8番菅野典雄君より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 8番菅野議員。

8番(菅野典雄君) 保険料の未納に対して、財政安定化基金それぞれが2億円ずつの6億円の6年の36億円と、こういうことでありまして、いいなというふうに思いますが、いわゆる保険料の未納が今から心配する必要もないのかもしれませんが、いずれ市町村の格差が出てくるということに対して、どのような対応が考えられるのか、考えていらっしゃるのかお聞きできればというふうに思っております。以上であります。

(事務局長より「議長」との発言あり)

議長(河内幸夫君) 事務局長。

事務局長(篠木 栄君) お答えいたします。

保険料の収納率、こちら大変国保でもだいぶ問題になってございますが、後期高齢者医療制度におきましても、これから市町村において徴収に取り組むにあたりまして大変大きな課題になってくるものと考えております。

広域連合といたしましても市町村の収納率に注視いたしまして、収納率が向上するように市町村とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長(河内幸夫君) そのほかございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第9号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(河内幸夫君) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

(17)閉会の宣告

議長(河内幸夫君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、平成20年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。(午後3時47分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年2月18日

福島県後期高齢者医療広域連合議会 議長

同 署名議員

同 署名議員